

生駒市条例第21号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月14日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の生駒市税条例第28条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。